市政に皆さんのご意見を――

パブリックコメントを募集します

Public comment

パブリックコメントとは、行政の政策立案過程で住民の意見を聞く制度のことで、行政が政策や計画などを立案する際に、あらかじめ住民から意見を聴き、それを意思決定に反映させるために行われます。

市では、現在策定を進めている「奥州市総合計画」と「奥州市環境基本条例」について、その案を公表し、意見を募集します。

よりよい計画・条例をつくり上げるため、この２つの案に関する皆さんのご意見や提言などをお寄せください。

総合計画

まちづくりの羅針盤として――

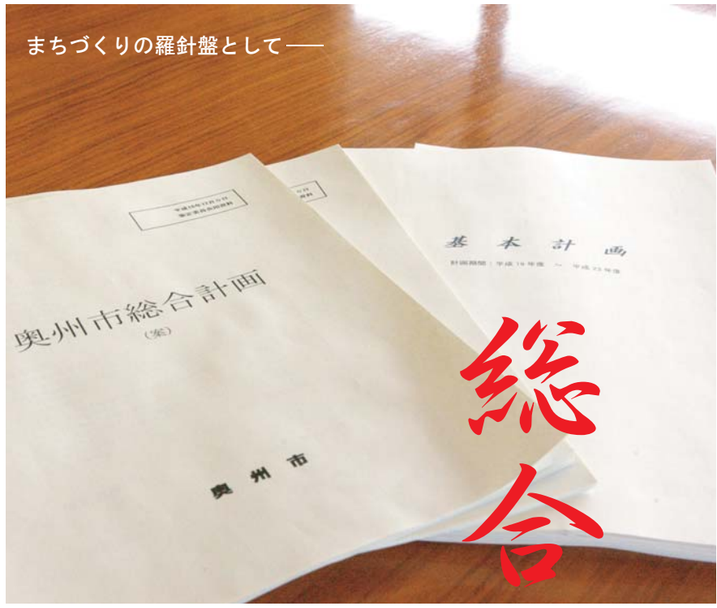

総合計画は、今後のまちづくりを進める上で、いわば「羅針盤」となるものです。

市は、市町村合併で誕生した奥州市の新しいまちづくりに取り組むため、本年度中の完成を目指して策定作業を進めています。合併協議で取り決められた新市建設計画を尊重しつつも、市勢をより発展的に推進するため、新市としての新しい発想を加えて、よりよい計画を策定しようと考えていますので、案をご覧の上、皆さんの率直なご意見をお寄せください。

■**募集期間**
12月20日(水)～平成19年1月10日(水)(郵送の場合は当日消印有効)

■**主な内容**
奥州市総合計画基本構想（案）
①総合計画策定の趣旨
②総合計画の構成と計画期間
③市の現状と見通し
④まちづくりの課題
⑤まちづくりの基本姿勢
⑥目指すべき都市像
⑦施策の大綱
⑧総合計画の推進方策
奥州市総合計画基本計画（案）
【副県都を目指す戦略プロジェクト】
①子育て環境ナンバーワンプロジェクト
②知識集積型都市・高度教育都市構築プロジェクト
③世界遺産を核とした文化交流・観光プロジェクト
【部門別計画】
①豊かな自然と共生する快適で安全なまちづくり
②みんなで創る自立したまちづくり
③活力と賑わいと豊かさのあるまちづくり
④すこやかで心豊かに暮らせるまちづくり
⑤人にやさしい楽しく暮らせるまちづくり
⑥新しい奥州を担う人づくり

■**対象者**
どなたでも意見を提出することができます。

■**閲覧の方法**
12月20日(水)から平成19年1月10日(水)までの間、次の場所で総合計画素案を閲覧することができます（公民館・図書館の閉館日には、本庁・各総合支所で閲覧対応します）。希望者には、閲覧場所でお渡しすることができるほか、市ホームページ（URL：http://www.city.oshu.iwate.jp）からもダウンロードすることができます。
①奥州市役所（総合案内、本庁企画調整課）、各総合支所企画担当課、衣川保健福祉センター
②各公民館・地区センター
③各図書館

■**意見などの提出方法**
住所・氏名・電話番号を明記の上、次のいずれかの方法で提出してください。
①直接提出（本庁企画調整課、各総合支所企画担当課）
②郵送（〒023－8501水沢区大手町一丁目1番地　本庁企画調整課あて）
③ファクス（FAX(22)2533）
④電子メール（メールアドレス：kikaku@city.oshu.iwate.jp）
※電話（口頭）受け付け不可

■**問い合わせ**
本庁企画調整課（内線416・417）

環境基本条例

ふるさとを守るために大切なこと――

写真：つぶ沼（胆沢区）

現在の環境問題は、企業の事業活動に伴う環境負荷だけでなく、人の日常の生活や活動も大きな原因となって生じています。そのため、原因を理解した上で、問題の解決に向かって、市民・事業者・行政が一体となって取り組むことが重要となります。

現在、市は、奥州市の環境憲法ともいえる奥州市環境基本条例の制定作業を進めていますが、多くの市民の皆さんに条例制定の段階から関わりを持っていただいて、協働でつくり上げていきたいと考えています。

次のとおり条例案を公表しますので、条例案に関する皆さんのご意見をお寄せください。

■**募集期限**
平成19年1月10日(水)（期限までに必着のこと）

■**主な内容**
【目的（原文を引用）】
第1条　この条例は、持続可能な社会を構築し、並びに恵み豊かな環境を将来にわたって良好に保全し、及び創出していくことについて、基本となる考え方及び基本的な決まりを定め、市民、市民団体、事業者及び市の責務を明らかにするとともに、市が行う環境の保全等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境に配慮した奥州市のまちづくりを総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

【特徴】
①前文を規定
②基本理念の中に「市民が有する環境の恵みを享受する権利の実現と、これを将来の世代へ引き継ぐこと」を規定
③市の施策を行う際の「環境優先の理念」を規定
④環境の保全等（奥州市の恵み豊かな環境を将来にわたって良好に保全・創出していくこと）に関する5つの基本原則を規定
⑤環境施策の規定に当たって、「奥州市らしさ」を文言などに盛り込む
⑥環境基本計画に定める内容を具体的に挙げ、併せて市民（奥州市環境市民会議）が進行管理に関与する仕組みを明記
⑦推進施策として、財政上の措置と市民からの提言の受け付けについて規定
⑧環境施策の推進体制として、環境審議会・市民（団体）・庁内組織を条文に明記し、役割などを規定
⑨環境基本法で規定している内容との重複を避けるとともに、奥州市として定めるべき優先度・必要度を考慮し、できるだけ市民に分かりやすい文章表現を心掛けて作成

■**対象者**
市内に在住している人。または、市内に事務所などを有する人（法人その他の団体を含む）。

■**閲覧の方法**
平成19年1月10日(水)までの間（土日・祝日を除く）、開庁時間に各総合支所生活環境課で条例案を閲覧することができます。希望者には、メールやファクス、郵送、各総合支所生活環境課の窓口で配布します。

■**意見などの提出方法**
住所・氏名・電話番号を明記の上、次のいずれかの方法で提出してください。
①直接提出（本庁市民環境企画室、各総合支所生活環境課）
②郵送（〒023－8501水沢区大手町一丁目1番地　本庁市民環境企画室あて）
③ファクス（FAX(24)1991）
④電子メール（メールアドレス：shiminkikaku@city.oshu.iwate.jp）
※電話（口頭）受け付け不可

■**問い合わせ**
本庁市民環境企画室（内線127）